

料金表 1

(R6.8月から)

利用料金（通常規模通所リハビリテーション費）

要介護 1～5 の場合の介護保険該当利用料 / 1 日につき(1 割負担の場合)

利用時間	介護度				
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2 時間	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
2～3 時間	383 円	439 円	498 円	555 円	612 円
3～4 時間	486 円	565 円	643 円	743 円	842 円
4～5 時間	553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
5～6 時間	622 円	738 円	852 円	987 円	1120 円
6～7 時間	715 円	850 円	981 円	1137 円	1290 円
7～8 時間	762 円	903 円	1046 円	1215 円	1379 円
理学療法士 等体制強化 加算	1 日につき 30 円(1～2 時間のご利用の場合のみ)				
リハビリテ ーション提 供体制加算	イ：3～4 時間+12 円 ロ：4～5 時間+16 円 ハ：5～6 時間+20 円 ニ：6～7 時間+24 円 ホ：7 時間以上+28 円				

入浴介助 加算(I)	40 円	送迎減算 ※事業所が送迎を行わ ない場合片道につき	-47 円
入浴介助 加算(II)	60 円 ※自宅の浴室環境を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合		

加算項目	利用料金 (1割負担)
リハビリマネジメント加算(イ) (1ヶ月に1回)	
開始月から6ヶ月以内	560 円
開始月から6ヶ月超	240 円
リハビリマネジメント加算(ロ) (1ヶ月に1回)	
開始月から6ヶ月以内	593 円
開始月から6ヶ月超	273 円
事業者の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	+270 円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※退院・退所日または認定日から 起算して3ヶ月以内 週2回以上の利用	110 円/回
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算Ⅰ ※退院(所)日または認定日から起算して3ヶ月以内	240 円
認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算Ⅱ ※退院(所)日または通所開始日から起算して3ヶ月以内	1920 円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	
6ヶ月以内	1250 円
若年性認知症利用者受入加算	60 円/月
科学的介護推進体制加算 (利用者全員にLIFE対応した場合)	40 円/月

栄養アセスメント加算	50 円/月
栄養改善加算	200 円/回
サービス提供体制強化加算 I	22 円/回
退院時共同指導加算	600 円/回
介護職員等処遇改善加算 V(7)	通所リハビリ利用の 1 ヶ月分×5.8%

介護保険適用外サービス（自費）

- ・食事代 750 円

紙パンツ（Mサイズ）	100 円
”（Lサイズ）	120 円
パット	30 円

※費用の額にかかわるサービスの提供にあたっては、予め利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

料金表 2 利用料金（通常規模介護予防通所リハビリテーション費）（R6.8月から）

要支援1・2の場合の介護保険該当利用料/1月につき

介護度	利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

加算項目		利用料金(1割負担)	利用料金(2割負担)	利用料金(3割負担)
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6ヶ月以内		562円/月	1124円/月	1686円/月
若年性認知症利用者受入加算		240円/月	480円/月	720円/月
栄養改善加算		200円/月	400円/月	600円/月
栄養アセスメント加算		50円/月	100円/月	150円/月
科学的介護推進体制加算		40円/月	80円/月	120円/月
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	88円/月	176円/月	264円/月
	要支援2	176円/月	352円/月	528円/月
退院時共同指導加算		600円/回	1200円/回	1800円/回
介護職員等処遇改善加算V(7)		通所リハビリ利用の1ヶ月分×5.8%		
利用を開始した日の属する月から12ヶ月を超えた場合	要支援1	-120円/月	-240円/月	-360円/月
	要支援2	-240円/月	-480円/月	-720円/月

介護保険適用外サービス（自費）

・食事代 750円

紙パンツ（Mサイズ）	100円
”（Lサイズ）	120円
パット	30円

※費用の額にかかわるサービスの提供にあたっては、予め利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。